

生野区安全・安心なまちづくりに関する協定書

大阪市生野区役所（以下「甲」という。）大阪府生野警察署（以下「乙」という。）大阪市生野消防署（以下「丙」という。）は、生野区における安全・安心なまちづくりに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙が連携し子どもや女性、高齢者をはじめとする区民に不安を抱かせる犯罪被害を防止し、各種災害に対応することで、相互の協力体制を確固たるものとし、もって区民が安全に安心して暮らすことができる「安全・安心なまちづくり」の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙の連携事項は次のとおりとする。

- (1) 子ども、女性、高齢者の被害防止に関すること
- (2) 特殊詐欺の被害防止に関すること
- (3) 防火・防災、各種災害対応に関すること
- (4) 犯罪・各種災害被害防止等の情報発信に関すること
- (5) 通常業務を通じた「ながら見守り活動」に関すること
- (6) 通学路等の公共空間における安全対策に関すること
- (7) 学校園等における安全啓発に関すること
- (8) その他安全・安心なまちづくりに関する施策の実施に関すること

（秘密の保持）

第3条 甲、乙、丙は、この協定の運用に際して知り得た情報は、大阪府個人情報保護条例、大阪市個人情報保護条例、その他関係法令に基づき、適正に管理を行う。

（更新）

第4条 本協定は、締結日から1年間有効とする。ただし、有効期間の満了の3ヵ月前までに甲、乙、丙のいずれかが更新を希望しない意思を書面で通知しない限り、本協定は、同一条件にて1年間更新され、以後も同様とする。

（本協定に定めのない事項等について）

第5条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙で協議して処理する。

この協定を証するため、甲、乙、丙は本書を3通作成し、それぞれ署名押印の上、その1通を保有する。

令和元年5月21日

甲 大阪市生野区長 山口 照美

乙 大阪府生野警察署長 西端 貞則

丙 大阪市生野消防署長 住田 徹